

神戸学院大学・山田作之助関係資料の

受け入れの経緯について

小 松 昭 人

はじめに

山田作之助（一八九六（明治二九）—一九九五（平成七））、以下、作之助と呼ぶ）は、大正末年以来、神戸を本拠に、弁護士として長らく企業法務や渉外関係の事件を専門に手がけ、途中、一九六〇（昭和三五）年から一九六六（昭和四一）年にかけて神戸弁護士会（当時）会員として初の最高裁判所判事を務めた、法曹界の重鎮であった。作之助は、太平洋戦争末期の一九四五（昭和二〇）年から晩年に至るまで、神戸市垂水区塩屋町の洋館（以下、旧ジョネス邸と呼ぶ）に住居を構えていた。旧ジョネス邸は、擬和風とも言うべき折衷様式のユニークなものであり、「兵庫県の近代化遺産」や「ひょうごの近代住宅百選」にも選ばれた名建築であった。^①作之助自身も、後述するように、この自邸に深い愛着を抱いていた。

一九九五（平成七）年五月、作之助は九十九歳の天寿を全うして死去した。その後しばらくの間、旧ジョネス邸は、神戸在住の作之助の二女の意向により処分されることなく、作之助の前の所有者の代から仕えた管理人により管理されていた。しかし、後述する経緯により、作之助没後十九年目の二〇一三（平成二五）年一月、旧ジョネス邸は、地域の象徴として同邸の保存活動⁽²⁾に取り組んだ地域住民や建築関係者に惜しまれつつ、解体された⁽³⁾。その際、作之助が遺したと見られる多数の文書、書簡、図書、写真その他の多種多様な資料が、同邸の保存活動に参加した地域住民によって同邸内で発見、回収された。本稿で取り上げる「山田作之助関係資料」とは、作之助が長年居住していた旧ジョネス邸内より解体時に回収された、これらの資料の総称である。

山田作之助関係資料については、後述する経緯により、現在、神戸学院大学（以下、本学と呼ぶ）において、正式譲渡を前提に、現所有者の「一般社団法人 旧ジョネス邸を次代に引き継ぐ会」（後述）から寄託を受けて、分類整理の作業が進められている。また、後述するように、二〇一五（平成二七）年度より、科学研究費補助金の助成を受けて共同研究「最高裁判事・山田作之助を起点とした二十世紀の法実務と学知の交錯」（基盤研究（C）・課題番号一五K〇三〇九六、通称・山田科研）が、本学法学部および人文文学部所属の専任教員を研究分担者として発足した。二〇一六（平成二八）年七月二日に開催された山田科研第一回研究会では、主に山田作之助とその父・喜之助の生涯や親族関係をテーマとして三本の研究報告が行われ、引き続き報告者と参加者との間で活発な質疑応答が交わされた⁽⁴⁾。

作之助の生涯については、辻村亮彦・本学法学部専任講師が、また作之助の父で大審院検事・判事、司法次官等の要職を歴任した山田喜之助とその親族関係については、七戸克彦・九州大学大学院法学研究院教授が、それぞれの論考⁽⁵⁾において詳細に論じており、そちらを参照されたい。これらの論考および本稿は、前述の第一回研究

会における研究報告に基づいている。

山田作之助関係資料は、わが国の実務法曹の事績についての実証的研究を進めていく上で、疑いなく一級の価値を備えている。加えて、地域の先人の事績と遺物を、地域の人々の記憶にとどめ、地域独自の資産としてどのように活用していくべきか、という問題関心からは、同資料は、塩屋、ひいては神戸の貴重な地域資産といえよう。

本稿では、本学が山田作之助関係資料を受け入れるまでの経緯を辿り、本学での同資料の保存活用につき今後の課題を述べることにする。

一 旧ジョネス邸保存活動と山田作之助関係資料

(一) 旧ジョネス邸と山田作之助

一九一九（大正八）年、F. M. Jonas⁽⁶⁾の私邸が、神戸・塩屋の地に建てられた。その邸宅は、建築当初は西洋館一棟、総檜作りの和館の付属屋一棟および温室二棟からなっており、境川西側海岸沿いに位置していた。この洋館こそが、後に旧ジョネス邸と呼ばれるようになる建物であった。

その後、一九四五（昭和二〇）年三月、右の邸宅の所有者であった Frederick (Frank) Morris Jonas（以下、父 Frederick Maurice と区別する都合上、同人を Frank Morris と呼ぶ）は、自邸を作之助に売却した。作之助は、神戸大空襲の前日である同年三月一七日、一家を挙げて Frank Morris のかつての私邸に転居した⁽⁷⁾。Frank Morris 自身は、和館の附属屋に移り住み、一九五〇（昭和二五）年に死去するまでそこに居住した。

ところで、作之助が Frank Morris からその自邸を買い受けるに至った経緯を直接明らかにする文書等は、管

見の限りではあるが、山田作之助関係資料中には見当たらない。以下は、同資料に含まれる書簡等からの推測である。

作之助は、一九二五（大正一四）年に神戸弁護士会に弁護士登録をし、義父で主に渉外関係事件を扱う弁護士の高倍権太郎と共同で、遅くとも一九三五（昭和一〇）年までには「高倍山田法律事務所」の名称で法律事務所を営んでいた。⁸⁾ 作之助は、高倍の後継者として、神戸に本支店を置く金融、貿易、海運、造船、繊維等の有力企業から依頼を受けて、金融法務を中心とする企業法務や渉外関係の事件を主に手がけるビジネス・ロイヤーであった。⁹⁾

他方、Frank Morris は、神戸で貿易商として「エフ・エム・ジヨネス商会」¹⁰⁾を経営しており、作之助の所属する事務所のクライアントであった。¹¹⁾ しかし、Frank Morris は、仕事上の関係にとどまらず、作之助とは個人的にも親しい関係にあったと見られる。¹²⁾ そのためか、作之助は、太平洋戦争の勃発に伴い生じた、Frank Morris の抑留問題の解決にも尽力したようである。¹³⁾ Frank Morris は、おそらくは経済的困窮のため、自邸を売却せざるを得なかったものと思われる。その際、前述の事情から窺えることであるが、作之助とのそれまでの交誼が決め手となって、Frank Morris は、住み慣れた自邸の売却相手として他ならぬ作之助を選んだものと推測される。戦後の住宅難の時期にあって、Frank Morris が自邸の売却後もなお、その死去までの間、和館の附属屋に居住することができた理由も、作之助との長年の交誼から説明することができよう。

作之助が最高裁判所判事に就任する直前の一九五九（昭和三四）年、旧国鉄鷹取駅・同明石駅間の複々線化事業に伴い、境川西側海岸沿いの自邸の敷地が線路用地として買収の対象となった。そこで、自邸の解体撤去を迫られた作之助は、自邸のある場所から八〇〇メートル西側の変電所跡地に新たな敷地を確保した上で、洋館のみ

を移築した。

移築の際には、建物の一部に手を加えたが、多くの部材や装飾には元の部材を用い、外観も元のデザインを踏襲した。⁽¹⁴⁾ また、作之助は、建物の移築先の同じ敷地内に、和館の付属屋の解体で生じた部材を用いて門番小屋を新築し、そこに Frank Morris に仕えていた女性とその家族を住ませ、自邸の維持管理を任せた。

以来、作之助は、最高裁判所判事の在任期間中を除き、晩年まで自邸である旧ジョネス邸に居住し続けた。⁽¹⁵⁾

(二) 旧ジョネス邸保存運動の始まり

作之助の死後、その遺族で旧ジョネス邸に居住する者はいなかった。例外的に神戸在住の作之助の二女・岩崎昌（一九二九（昭和四）—二〇二二（平成二四））、以下、昌と呼ぶ）が、自身の教会活動で時折、旧ジョネス邸を使用していた。旧ジョネス邸の維持管理は、作之助に仕えた管理人の女性に従前通り委ねられていた。昌は、作之助から「この家を大切にするように」と聞かされて育ったという。

ところで、一九五九（昭和三四）年の移築の際、作之助は、旧ジョネス邸の建物および敷地を、東京在住の長男である山田弘之助（一九二六（大正一五）—一九九〇（平成二二）、弁護士、以下、弘之助と呼ぶ）の登記名義とした。⁽¹⁶⁾ 一九九〇（平成二）年には、弘之助の死去により、旧ジョネス邸の建物および敷地は、弘之助の三人の子、すなわち長女（弁護士）、長男（公認会計士）および一男（弁護士）に共同相続された。⁽¹⁷⁾

二〇二二（平成二四）年八月、作之助の遺志を受け継いで旧ジョネス邸の保存に強い意思を持っていた昌が死去した。その翌月、弘之助の三人の子は、弘之助から共同相続した旧ジョネス邸の建物および敷地を一括で売り渡す旨の合意を、マンション開発業者との間で締結した。⁽¹⁸⁾ マンション開発業者は、旧ジョネス邸を取り壊し、そ

の跡地に十階建てのマンション一棟の建設を計画していた。

旧ジョネス邸の建物および敷地の売却に向けた手続きが進む中、二〇一二（平成二四）年秋、マンション開発業者が、当時九十歳を超えていた管理人の女性に門番小屋からの退去を求めた。その事実は、「塩屋まちづくり推進会」（以下、推進会と呼ぶ¹⁹）に集う地域住民の知るところとなった。地域住民の有志は、旧ジョネス邸が解体の危機に瀕していることを知り、協議会とは別に「旧ジョネス邸を次代に引き継ぐ会」（以下、引き継ぐ会と呼ぶ²⁰）を組織し、当時の所有者（すなわち、弘之助の三人の子）に対して旧ジョネス邸の保存を嘆願する手紙を送付したり、弁護士に相談したりするなど、同邸の保存活用に向けた活動を開始した。

その後、旧ジョネス邸の解体危機は、翌二〇一三（平成二五）年一月二三日付の神戸新聞の記事を皮切りにマスコミでもしばしば取り上げられ²¹、地域外にも広く知られるようになった。

この間、二〇一三（平成二五）年三月、旧ジョネス邸とその敷地の所有権がマンション開発業者に移転し、旧ジョネス邸跡地でのマンション建設計画が大きく前進した。²²

同年四月から六月にかけて、引き継ぐ会は、マンション開発業者との間で、旧ジョネス邸の保存活用の途を模索すべく、交渉を重ねた。²³その結果、マンション開発業者は、マンションの着工予定時期を同年六月まで延期し²⁴た。また、同年六月一九日、神戸市議会都市防災委員会は、所有者に旧ジョネス邸の保存活用を働きかけることなどを神戸市に求める旨の、地元住民の陳情を採択した。²⁵

同年六月二四日、引き継ぐ会の代表者が、マンション開発業者の本社（香川県高松市）を訪問し、同社の責任者と面会の上、九月末までの解体延期を申し入れた。²⁶この直接交渉の結果、同社役員会は、同年七月一日、旧ジョネス邸の解体をさらに三か月延期する決定を下した。²⁷しかし、旧ジョネス邸解体の三か月延期という成果は、無

条件で得られたわけではなかった。交渉に際し、引き継ぐ会は、マンション開発業者との間で、「書面にて九月末までの旧ジョネス邸購入を確約した上、万が一購入に至らなかった場合もそれ以上の延長は求めない」旨の念書を交わしていた。²⁸この念書を交わしたことは、引き継ぐ会の副理事長の言葉を借りれば、旧ジョネス邸の保存実現のための「ある種の賭」²⁹であった。

同年六月から九月にかけて、引き継ぐ会は、旧ジョネス邸の買い取りの実現だけでなく、買い取り後の保存活用に地域住民が永続的に関わる仕組みづくりに努めた。その結果、同年八月、買い取り後の同邸の所有主体として「合同会社 塩屋百年舎」が、また、買い取りの原資となる寄付金の管理主体として、従来の引き継ぐ会を法人化した「一般社団法人 旧ジョネス邸を次代に引き継ぐ会」(以下、法人化の前後で区別せずに、引き継ぐ会と呼ぶ)が、相次いで設立された。³⁰

同年九月、再生可能エネルギー事業を営む米ベンチャー企業が旧ジョネス邸の買い取りを希望し、マンション開発業者と交渉を開始した。³¹しかし結局、米ベンチャー企業による旧ジョネス邸の買い取りは不調に終わり、マンション開発会社との間で交わした念書で定めた、九月末の買取期限が到来した。

旧ジョネス邸の解体の運命は、このとき定まった。

(三) 旧ジョネス邸の解体と山田作之助関係資料の搬出

二〇一三(平成二五)年一〇月二五日、マンション開発業者は、旧ジョネス邸の解体工事を開始した。

これに先立ち、マンション開発業者は、旧ジョネス邸の建具備品類を引き継ぐ会に譲渡した。引き継ぐ会の会員らは、解体工事開始前後の約二週間という短期間で、ドアなどの建具、床、家具類の他、屋内に放置されてい

た山田作之助関係資料を搬出した。⁽³²⁾

(四) 旧後藤邸での山田作之助関係資料の一時保管

二〇一三(平成二五)年一〇月、山田作之助関係資料は、引き継ぐ会の会員らにより、一時保管のため、旧ジョネス邸の所在地からほど近い、塩屋町の旧後藤邸に搬入された。

ただし、旧後藤邸は神戸市の管理物件であり、一時保管の期間は、管理者である神戸市側の条件に従い、翌二〇一四(平成二六)年九月までの一年間とされた。このため、引き継ぐ会としては、その期間内に、同資料の受け入れ先となる大学その他の研究機関を探す必要に迫られることとなった。⁽³³⁾

一 一 本学への山田作之助関係資料の受け入れまで

二〇一四(平成二六)年六月一四日頃、引き継ぐ会理事長の森本アリ、同副理事長の信森徹の両氏は、同理事の北夙川不可止氏を通じて、その知人である大原良通・本学人文学部教授(チベット古代史専攻)に、本学への山田作之助関係資料の受け入れを打診した。⁽³⁴⁾

これを受けて、同年六月二八日、大原教授は、水本良典・本学人文学部教授(日本古代史専攻)、和仁かや・本学法学部准教授(所属は当時、日本法制史専攻)を同伴して、資料の一時保管場所である旧後藤邸に出向き、信森氏の案内で、同邸で一時保管中の山田作之助関係資料を検分した。大原教授は、水本教授および和仁准教授との協議の結果、同資料の学術的価値に鑑み、その保全のため、本学有瀬キャンパス内に資料を受け入れる方向で、学内調整を開始した。⁽³⁵⁾

同年九月五日および八日、大原教授および和仁准教授は、それぞれの学部演習に所属する学生と共に、本学図書館有瀬館の事務職員の協力も得て、塩屋町の旧後藤邸より、本学有瀬キャンパス内の一室に山田作之助関係資料を搬入した。なお、五日の搬入作業には、足立公志朗・本学法学部准教授（民法専攻）および筆者（同）も参加し、資料の状況を確認した。

二〇一五（平成二七）年四月、共同研究「最高裁判事・山田作之助を起点とした二十世紀の法実務と学知の交錯」が科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）に採択されたことは、本稿の冒頭ですでに触れた。その研究目的は、山田科研の研究計画調書および交付申請書によれば、「最高裁判事・山田作之助が実務上及び個人的に蒐集した旧蔵書・文書資料を学界共有の財産として広く研究者の利用に供することを通じて、二十世紀における我が国の法実務と、それを軸とした学問及び社会状況全般とを実証的かつ具体的に明らかにする、もしくはそのための基盤作りを行うこと」にある。

本共同研究の研究代表者には和仁かや・九州大学大学院法学研究院准教授（日本法制史）が就き、研究分担者には前出の大原教授、足立准教授および筆者の他に、下村太一・本学法学部専任講師（日本政治史）と辻村亮彦・本学法学部専任講師（日本法制史）が加わった。研究期間は二〇一八（平成三〇）年三月までの三か年である。科学研究費の交付により、山田作之助関係資料の分類整理および研究のための当初基盤が整えられた。

その後、山田作之助関係資料については、前出の水本教授の助言指導の下、本学大学院人間文化学研究所の大学院生や本学人文学部の卒業生の有志により、ボール紙製の文書整理箱を用いて分類整理がなされた。³⁶これにより、二〇一六（平成二八）年一月以降、同資料はひとまず閲覧可能な状態となっている。

おわりに

以上の経緯により、本学は山田作之助関係資料を受け入れるに至った。今後、現所有者の引き継ぐ会から正式に譲渡を受けたとして、この貴重な資料をどのように保存し活用していくべきか。

今後の課題としては、つぎの三点が挙げられる。

第一に、学内における保管体制の構築と保管のための環境の整備である。現在、山田作之助関係資料は、本学有瀬キャンパス内の一室に保管されている。空調で室温を間断なく一定に保つなど、歴史資料の保存に必要な最低限の対応はとっているが、資料の中には紙の劣化等により長期保存が危ぶまれるものもかなり含まれている。

そのような資料については目下、PDFファイル化による電子記録の作業を進めているが、資料価値の維持という要請からすると、現物での保存により適した環境の整備が求められる。さらには、現在の保管場所自体も学内で暫定的に割り当てられたものであるため、その場所を他に転用することが必要となった場合、資料の保管場所を学内で新たに確保しなくてはならない。単に資料を保管するだけでなく、将来的には外部の閲覧希望者にも適切に対応することができるよう、一定の場所を学内に確保して恒久的な保管体制を構築することは喫緊の課題である。

第二の課題は、山田作之助関係資料を利用可能な状態にするため、早期にその分類整理を完了し、資料目録を作成することである。現在、大学院生のアルバイトを数名雇い、図書類について優先的に分類整理を進めている。文書類に関してはその作成時期、形態、形式、内容などが多種多様であることから、後々の資料利用の便宜を見据え、分類整理の方針を検討しているところである。現在交付を受けている科学研究費の研究期間は二〇一八

(平成三〇)年三月までであるが、資料の分類整理自体、膨大な時間、労力そして費用を伴う。研究期間終了後も、資料目録(とりわけ、文書目録)の完成に向けて、さらなる研究資金の獲得が必要となるかもしれない。

第三の課題は、言うまでもなく、山田作之助関係資料を研究資料としてどのように活用していくか、である。同資料に依拠して今後どのように研究を進めていくかは、本共同研究の各研究分担者に委ねられている。作之助は長期間にわたり、法曹界だけでなく、神戸の財界や地域社会でも活躍し、多方面に足跡を残した重要人物だけに、各分担者の専門分野や問題関心に即して、多様で学際的な研究成果が期待される。

その際、取り扱いや利用に一定の注意ないし配慮を必要とするのは、つぎの二種の資料である。ひとつは作之助の家族に関するもの(書簡、写真等)、もうひとつは作之助が弁護士としての職務のために作成した文書類(意見書、手帳、メモ等)である。いずれも個人情報をかなり含んでいることから、現時点でこれらの資料の無制限ないし無条件の閲覧や利用は考えられない。当面は資料の分類整理を先行させつつ、資料の閲覧や利用については、本的には本共同研究の参加者の協議に基づき、あくまでも学術研究目的に限って、その可否や範囲等をその都度判断しながら、ルールを継続的に形成していくことになる。

最後に、山田作之助関係資料の保全に関わった方々に対して、この間のご尽力に心から敬意を表すと共に、今後、本学での同資料の保存および研究に引き続きご理解並びにご協力を賜ることを願いつつ、本稿を閉じることとする。

- (1) 兵庫県教育委員会事務局文化財室編『兵庫県の近代化遺産…兵庫県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書』(兵庫県教育委員会事務局文化財室、二〇〇六(平成一八)年)二四六頁に、旧ジョネス邸は「旧ジョネス家住宅」

(番号 〇一五五九)として掲載されている。同報告書二七二頁では、現名称は「山田家住宅」とされている。

この他、神戸市教育委員会編『神戸市内の近代洋風建築』(神戸市、一九八四(昭和五九)年)八〇頁は、「神戸近代建築物リスト」の垂水区の部において、旧ジョネス邸を「山田邸」(番号〇一三三)として掲載している。

(2) 後述するように、旧ジョネス邸が解体される直前の約一年間、塩屋の地域住民の有志は、同邸を地域の共有財産と位置づけ、その保存活用のため一般財団法人や合同会社を設立し、最終的には不調に終わったが、同邸の買い取りまで試みた。水島あかねⅡ浅見雅之Ⅱ玉田浩之「地域資源としての近代住宅の保存継承に関する研究」住総研研究論文集四二号(一般財団法人住総研、二〇一五年)一五七―一六八頁「以下、水島他(二〇一五)と略記する」は、旧ジョネス邸の保存活動を、地域住民やマンション開発業者だけでなく、行政関係者や同邸の保存活動を報じた報道関係者への聞き取り調査に基づき詳細に跡づけた労作であり、本稿もその叙述に多くを負っている。

なお、水島他(二〇一五)は、住総研(旧・住宅総合研究財団)の二〇一六年度の研究選奨を受賞している。高松浩志「洋館保存運動 論文に」朝日新聞朝刊神戸版二〇一六(平成二八)年八月一日三〇ページを参照。

(3) 後述するように、旧ジョネス邸の跡地には十階建てのマンション一棟が建設された。その後、二〇一五(平成二七)年三月六日、敷地北西端の国道二号線に面した部分に、旧ジョネス邸を記念したプレートが設置された。この点につき、一般社団法人・旧ジョネス邸を時代に引き継ぐ会「旧ジョネス邸記念プレート設置」(二〇一五(平成二七)年四月五日)(<<http://jones-shiyoa.tumblr.com/>>、二〇一六(平成二八)年八月二日最終閲覧)。

(4) 当日の研究会には、研究代表者一名および研究分担者五名に、さらに、本学および他大学の研究者四名、在野の研究者一名、旧ジョネス邸保存活動の関係者三名、そして資料の分類整理を担当する本学人文学部卒業生一名が加わり、合計十五名が参加した。

(5) 辻村亮彦「弁護士・最高裁判事 山田作之助―その生涯」神戸学院法学四六巻二号二七―八五頁、七戸克彦「山田喜之助・正三・作之助・弘之助」同四六巻二号八七―一八五頁(いずれも二〇一六(平成二八)年)。

(6) 父 Frederick Maurice Jonas (一八五一(嘉永四)―一九二四(大正一三))も、子 Frederick (Frank) Morris Jonas (一八七八(明治一)―一九五〇(昭和二五))も、それぞれの氏名を、イニシャルを交えて表記すれば「F. M. Jonas」となる。このため、水島他(二〇一五)一六一頁註(15)は、父と息子の氏名のイニシャルが同じであったためか、旧ジョネス邸を建築したのが父子のいずれであったかは現時点では明らかになっていないとする。

これに対して、七戸・前掲註(5)論文一五二―一五三頁は、旧ジョネス邸には息子 Frank Morris Jonas の趣味であった蘭栽培用の温室が設けられていたことから、旧ジョネス邸の建築主は息子 Frank Morris Jonas であったと推測する。筆者も、父 Frederick Maurice Jonas が、旧ジョネス邸の着工当時、ビルマ(現・ミャンマー)のラングーン(現・ヤンゴン)でタバコ製造工場を経営しており、毎年旅行のために訪日していた事実も踏まえ、七戸教授の推測に賛成したい。

(7) 山田作之助関係資料には、作之助の旧ジョネス邸への転居通知(葉書大紙片に謄写版刷り、未分類)が遺されている。その内容は、つぎの通りである(旧字体は改めた)。

「拝啓 陳者小生儀今般自宅ノミ左ニ転居仕候間御含置被下度尚事務所ハ従前ノ場所ニテ最後迄敢闘致ス所存ニ御座候

昭和二十年 月 日

事務所 神戸市生田区海岸通八番地(神港ビル七階)

電話 三宮 六一二、五〇八九番

自宅 神戸市須磨区塩屋町千七十番地

(新住所) (省線塩屋駅下車、東約五丁海岸)

電話 垂水 五七番

弁護士 山田 作之助

二伸 今日迄事務所自宅共ニ空襲ニヨル被害無之候」

作之助が転居通知に「従前ノ場所ニテ最後迄敢闘致ス所存」などと決意を述べたり、右の二伸を記したりするところに、戦時末の世相や拡大の一途を辿る空襲被害の一端が窺われる。

太平洋戦争末期の神戸に対する空襲とその被害の概要については、神戸市編『神戸市史 第三集 社会文化編』（神戸市、昭和四〇年）五〇九―五五七頁、新修神戸市史編集委員会『新修神戸市史 歴史編Ⅳ 近代・現代』（神戸市、平成六年）八八五―八九一頁、九〇六―九〇七頁を参照。同じ神戸市内でも、空襲の被害が大きかった市街地（灘、葺合、兵庫の各区）とは対照的に、塩屋町（当時は須磨区の一部）は終戦まで空襲の被害に遭わなかった。

(8) 山田作之助関係資料には、「昭和拾年六月」付の作之助の「転宅御通知」の葉書（未使用）が遺されているが、事務所の名称は「高倍山田法律事務所」となっている。「高倍法律事務所」から「高倍山田法律事務所」へと、事務所の名称がいつの時点で変更されたのかを明らかにすることは、七戸・前掲註(5)論文一四九頁が指摘するように、今後の課題である。

(9) 山田作之助Ⅱ野村正男「あの人この人訪問記―山田作之助さん（上）」法曹一〇四号（昭和四二（一九六七）年）二二頁―二二頁は、司法官試補から判事を経て神戸で弁護士となるまでの時期の出来事を、聞き手である野村正男のインタビューに応じて回想したものである。作之助は、神戸での弁護士活動を振り返って、自らを「コッコツ事務的に事件を処理する弁護士」（同一六頁）あるいは「バンク・ロイヤル」（同一七頁）と評し、「刑事「事件」はほとんどやらないで民事「事件」ばかりやりました」（同一六頁）と述べている（「」内は筆者が補った）。

(10) 神戸市役所商工課編『神戸市商工名鑑』（神戸市役所商工課、大正一四（一九二五）年）二五五頁には、大正一二（一九二三）年一〇月の調査に基づき、「装身具雑貨（和洋雑貨）」の部に、エフ・エム・ジョネス商会についてつぎのような記載が見える（旧字体は改めた）。

「営業品目 雑貨、鉄板

営業種別 輸出入

取引地方 仕入先 米国、印度、英国

販売先 米国、印度、英国

営業税額 四三〇円

商号又は氏名 株式会社 エフ、エム、ジヨネス商会

営業所 八幡通二丁目一ノ二

電話番号 宮 二九六八

ちなみに、同商会の営業税の納付額は、同じ装身具雑貨（和洋雑貨）の部に属する六十五の個人商店・会社の営業税の納付額（三〇円以上）中では、第四位である。

さらに、神戸市役所商工課編『神戸市商工名鑑』（神戸市役所商工課、昭和五（一九三〇）年）四四九頁では、昭和四年（一九二九）年一二月の調査に基づき、「一般貿易及仲立代理（一般貿易及仲立代理）」の部に、エフ・エム・ジヨネス商会は、やや異なった内容でつぎのように紹介されている（旧字体は改めた）。

「営業品目 一般商品

営業種別 輸出入

取引地方 仕入先 各地

販売先 各地

公称資本金 一〇万円

払込資本金 一〇万円

商号及代表者氏名 株式会社 エフ エム ジヨネス商会 取締役 エフ エム ジヨネス

営業所 八幡通二丁目一

電話番号 葦 二二六八

二二六九

なお、この後、昭和七（一九三二）年および同一二（一九三七）年にも神戸市役所商工課編『神戸市商工名鑑』は刊行されているが、いずれにもエフ・エム・ジヨネス商会に関する記載は見当たらない。

また、KOBÉ TRADE INDEX 1927-28 (Kobe Chamber of Commerce, 1928) p. 214 45 “FOREIGN FIRMS” の一覧中で、同商会の事務所住所連絡先および業務内容を、より詳しくつぎのように記載している。

“Jonas F. M. & Co., Ltd.

1 & 2 Hachiman-dori 2-chome

Tel. Fuki. 2268 (2)

P. O. Box 21

‘Jonas’

Exports: Comprising Porcelains, Lacquer Wares, Toys, Silk and Cotton Goods, Antimony Wares, Rag-rug, Glass-rugs,

Bamboo Wares & Japanese Products

Imports: Leaf Tobacco, Plumbago, Copra, etc.”

右の記載によれば、同商会は、昭和初年において、磁器、漆器、玩具、絹および木綿製品、アンチモニー合金製品、布製小物、ガラス製小物、竹細工その他の日本製品を輸出し、葉タバコ、黒鉛、コプラ（ココヤシの胚乳を乾燥させたもので、ヤシ油の原料）を輸入していた。

(11) 山田作之助関係資料には、作之助がクライアントから依頼を受けて執筆した意見書の綴が多数遺されている。そのうち、「昭和九年度意見書綴」（山田作之助関係資料 D-No. 42-1（事務所意見書）、未整理）二〇八―二〇九頁には、「エフ・エム・ジヨネス」、すなわち Frank Morris から依頼を受け、昭和九（一九三四）年九月六日に作之助が作成

した「覚書」案がある。その主な内容は、「昭和九年拾月 日」付で債務者が Frank Morris に対する合計五万八二八〇円余の貸金債務を承認した上でその弁済を改めて約束する、というものであった。

(12) 山田作之助関係資料には、Frank Morris から作之助に宛てた書簡（山田作之助関係資料 D-No. 38（手紙・はがき）、未整理）が含まれている。この書簡は、山田科研第一回研究会の開催翌日の二〇一六（平成二八）年七月三日、山田作之助関係資料の調査にあたった七戸克彦・九州大学大学院法学研究院教授の手で発見された。Frank Morris が自身の釈放を知らせると共に、作之助の義父である高倍権太郎の死去を悼む内容から、一九四二（昭和一七）年一月中旬以降の来信と推定される。

(13) 山田作之助関係資料には、ジョネスが敵国人として神戸のカナディアン・スクール（加奈陀学校）に一時的に抑留された事実を証明する「事実証明書」と題する公文書の写し（山田作之助関係資料 D-No. 49-2（手紙類・法律関係）、未整理）が含まれている（この写しもまた、二〇一六（平成二八）年七月三日、山田作之助関係資料の調査にあたった七戸教授の手で発見された）。エフ・エム・ジョネス商会の用箋に鉛筆書きで記載されたその内容は、つぎの通りである（旧字体は改めた）。

「事実証明書

住所 神戸市須磨区塩屋町一〇六九

氏名 Frank Morris Jonas（日本名 森井亀次郎）
フランク・モリス・ジョネス

国籍 二重国籍（日本及英国）

生年月日 西暦一八七七年四月二十三日
ニム

右者昭和十七年九月二十五日より同年十一月十二日まで加奈陀学校に抑留せしことを証明す

昭和二十一年七月二日

兵庫県警察部警務課長 印

小宮まゆみ「敵国人抑留―戦時下の外国民間人」(吉川弘文館、二〇〇九年) 一一―一二頁は、敵国人抑留の変遷を大まかに四つの時期に分け、そのうち、一九四二(昭和一七)年から一九四三(昭和一八)年九月までの時期を第二期としている。その時期は、小宮によれば、女性宣教師や修道女も抑留対象とした、より厳しい対応が行われた時期であった。一九四二(昭和一七)年六月当時、内務省警保局外事課では、防諜の徹底と、非抑留敵国人の存在によって起こされる戦争遂行上の支障の排除の理由から、抑留の強化が主張されていた。これをうけて内務省警保局は、同年八月一日、「敵国人の抑留に関する件通牒」を発し、「外諜容疑ある者又は防諜上支障ある者」および「邦人との接触を利用し我国民の戦意又は団結に支障を及ぼす虞ある者」を新たな抑留対象として規定した。とりわけ後者に関して、従来は抑留対象とされなかった教師、宣教師、修道女、保母が、年齢や性別を問わず、新たに抑留対象とされた。この通牒に基づき、各府県は新たに該当者をリストアップし、同年九月から一〇月上旬にかけて地域ブロックごとにより「抑留強化措置」と称して、対象を拡大した外国人抑留が実施された。この抑留強化措置によって新たに抑留された外国人は全国で一五二名、うち一二六名は女性であった(以上、小宮・前掲書八五―八七頁)。前掲の公文書の写しの内容が事実であれば、Frank Morrisは、おそらくはこの抑留強化措置の一環として、当時、神戸市灘区青谷町のカナディアン・スクール寄宿舎に設けられた、兵庫県第一抑留所に抑留されたものと見られる。福林徹「神戸にあった捕虜収容所と敵性外国民間人抑留所」歴史地理教育七二二号(二〇〇七年)一〇四―一一頁、一〇八―一〇九頁によれば、カナダ学院(カナディアン・スクール)寄宿舎に設けられた第一抑留所には、開戦と同時に、神戸在住のイギリス、アメリカ、オランダなどの国籍の貿易商、宣教師、英語教師などが収容された。第一抑留所および他の三か所の抑留所は、いずれも神戸市内の外国資産であった建物に設けられていたため、暖房、西洋式のシャワー浴室などの設備は調っていたが、抑留者の増加によるスペースの不足や燃料の欠乏に悩まされていた。また、食糧事情の悪化により、抑留者の体力は衰えていった。そのため、兵庫抑留所からは、終戦時までに十二人(うち神戸・大阪在住者は五人)の死者が出たという(福林・前掲論文一一―一頁)。

Frank Morris の抑留当時の敵国人抑留の全般的な状況は右に紹介した通りであるが、Frank Morris 自身の抑留および英国籍放棄の経緯について、詳細は長らく不明であった。しかし、幸いにもその一端が、最近の新聞報道で明らかにされた。

安藤文暁「手紙に『ベテン師と呼ばないで』 二重国籍 日英板挟み」神戸新聞朝刊二〇一六（平成二八）年九月二三日二五ページによれば、Frank Morris は、一九四〇（昭和一五）年七月、「英国領事に依頼され、排英運動についての情報を集めた」との容疑で逮捕されていた。Frank Morris は、当時、全国で一斉摘発された英国人十一人のうちの一人であった。さらに一九四一（昭和一六）年二月には、Frank Morris は、太平洋戦争開戦に伴い、四か月余り拘束された。戦後は、連合国軍総司令部（GHQ）と神戸市との調整役として活躍したという。

前掲・神戸新聞記事は、Frank Morris の戦争中の英国籍放棄に関連して、Frank Morris 自身が一九四七（昭和二二）年一〇月三日付で在神戸英国領事に宛てた、タイプ打ちの英文書簡のコピーの写真を掲載している。この英文書簡は、戦前神戸の西洋人事情を研究する田村恵子・オーストラリア国立大学客員研究員の調査により、英国公文書館に所蔵されていることが判明した。自身の英国籍回復を願う書簡の一節で、Frank Morris は、戦争中に英国籍を放棄せざるをえなかったことについて、つぎのようにその心情を吐露している。

「半世紀にわたり母国に忠実に奉仕してきた後に、私は自分がベテン師 imposter であったと言われたくはありません。私はまた、「自分が」無国籍の人間であると考えることに耐えられません。勧めに応じて日本国籍を受け入れた際の隠れた動機は、日本の官憲によるさらなる迫害を免れるために他なりませんでした。その勧めに応じた後ですら、私は抑留されていました。」（「」内は筆者が補った）

しかし、本人の嘆願もむなしく、Frank Morris の英国籍はついに回復されなかった。

前掲・神戸新聞記事によれば、Frank Morris の子息が、現在七十八歳で西宮市に居住しているが、記者の取材に応じて、「父は母と幼い私がついて神戸を離れられなかった。結果的に英国からも『敵国に通じたスパイ』と疑われ、

『両国を飛び交うコウモリ』と軽蔑されていた」と語っている。

右に紹介した前掲・神戸新聞記事には、Frank Morris は一九四一（昭和一六）年二月から四か月間抑留されていた事実が述べられているが、この註の冒頭で紹介した公文書の写しからは、Frank Morris は一九四二（昭和一七）年九月から二か月間、再度抑留されていたようである。Frank Morris の抑留や英国籍放棄の経緯、そして作之助が Frank Morris の抑留解除や国籍問題にどのように関与したのか、などの点については、今後、さらなる調査が必要と思われる（田村恵子「神戸の英国人貿易商と太平洋戦争―国籍問題をめぐって―」『オーストラリア政府接収資料を中心とする戦前の日豪交易の社会経済史研究』（基盤研究（B）・課題番号二〇三三〇〇七二・研究成果報告書）、二〇一二（平成二四）年、七九―九〇頁）は、水島他（二〇一五）も参考文献に掲げており、Frank Morris の抑留および英国籍放棄の問題を扱っているものと推測されるが、国立国会図書館への調査照会によっても国内の図書館その他の研究機関での所蔵を確認することができず、残念ながら筆者は参照することができなかつた。

なお、前掲・神戸新聞記事は、Frank Morris の子息が現在、父の生涯を本にまとめていることを報じている。子息による伝記は、Frank Morris の抑留や国籍放棄の問題だけでなく、太平洋戦争前から続く Frank Morris と作之助との関係や、作之助への旧ジョネス邸の譲渡の経緯などについても、新たな光を当てるものと期待される。その完成が切望される。

(14) 水島他（二〇一五）一六一頁註(17)によれば、変更の内容は、棟の煙突の撤去、地階の地下室への変更、ボイラー室の廃止、一階応接間と階段の和室厨房等への変更および二階居間の和室への変更である。

(15) 作之助の長女・知は小林定人（裁判官、後に弁護士）と結婚し、長女・洋子をもうけた。小林知編『洋子の作文と日記』（改訂第二版、実業之日本社、一九八八年）は、上智大学在学中に早世した洋子の日記と作文を収めている。洋子は、作之助が最高裁判所判事を退官して間もない一九六六（昭和四一）年八月の夏休み期間中に神戸の祖父宅に滞在したが、その際の旧ジョネス邸の印象を、その日記（小林・前掲書五三六頁）でつぎのように述べている。

「八月六日（土曜日）」

この神戸の家は英人が建てた西洋館を二十五年ぐらい前に買ったもので、神戸特有の異人館のようなふぜい。天井は高すぎるし、はめこみ鏡も異人用。戸棚、食卓、椅子など中世にさかのぼった方がいいような古めかしい彫刻。ドアもカーテンも重いということで、鉄キンの家にかえようとしたら、神戸の建築屋さんたちがやって来て、神戸らしさをとどめておくという意味でもどうぞこのままで、というので、今でもわざわざ椅子にのっかって鏡を見たり、ライオンの彫刻のかたい革の椅子に座って勉強しているありさま。

時代にさからっているものもはなはだしいので、祖母の希望でお台所と浴室は一階にあげて、地下は酒ぐらだけにした。祖父だけはたのしそくに、一つ一つハンブルグの間とかルクセンブルグの間とか呼んでいる。冷房完備・プールの一つぐらいあるハイカラなビルでも建てた方がいいのにと思っているのは私。このままの方がいいワ、戦争の時この地下室に逃げたのヨ、よく焼けなかったこと、と夢みる瞳になるのはうちの母。」

以上の叙述からは、旧ジョネス邸に対する作之助の愛着の一端が窺われる。それとは対照的に、東京在住で現代の生活様式に慣れ親しんだ洋子にとっては、古色蒼然とした自邸に対する作之助の愛着は、理解し難かったようである。なお、以上の引用箇所は、辻村亮彦・本学法学部専任講師にご教示を頂いた。

(16) 旧ジョネス邸の敷地の登記簿によれば、昭和三四年四月一日、作之助と関係のあった千葉県木更津市の企業が敷地を買い受け、翌一六日付で同社への敷地の所有権移転登記がなされた。これと関連してか、作之助は、同年四月一日付で同社との間で代物弁済予約を締結し、これに基づき作之助に将来生じる所有権移転請求権を保全するため、翌一六日付で所有権移転請求権仮登記がなされた。その後、弘之助は、昭和三七（一九六二）年二月二七日に右の企業から敷地を買い受け、その所有者となっており、昭和三八（一九六三）年三月九日付でその旨の所有権移転登記がなされている。なお、前述の仮登記については、昭和三七（一九六二）年二月二七日（弘之助が旧ジョネス邸の敷地を買い受けたとされる日と同じ日）に作之助が権利を放棄したものととして、平成三（一九九一）年一〇月一日付

で抹消登記がなされた。

(17) 旧ジョネス邸の敷地の登記簿によれば、平成二(一九九〇)年三月二四日(弘之助死去の日)に相続を原因としてその三人の子に敷地の所有権が移転している(平成六(一九九四)年三月二日付で、その旨の登記がなされている)。また、旧ジョネス邸の建物の登記簿の記載によれば、平成二(一九九〇)年三月二四日付で、旧ジョネス邸の建物につき、弘之助の三人の子を共有者とする所有権保存登記がなされている。

(18) 水島他(二〇一五)一六二頁。

(19) 塩屋まちづくり推進会(以下、推進会と呼ぶ)は、「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」(いわゆる「神戸市まちづくり条例」、一九八一年(昭和五六)年制定)に基づく「まちづくり協議会」に準ずる組織として、二〇〇六(平成一八)年に結成された。推進会の下に、塩屋のまちの将来について話し合う場として、塩屋小学校区内の住民、通勤者、地権者であれば誰でも自由に参加することのできる「定例勉強会」と「専門部会」が設けられた。勉強会では円満で建設的に話し合いを進めるためのルールが定められ、後に規則化された。また、誰もが塩屋の地域情報入手することができるような仕組み(すなわち、駅の掲示板やインターネット上の専用サイトによる情報発信)が構築された。

阪神・淡路大震災を機に、震災の教訓を踏まえ、神戸市では防災を意識したまちづくりが推進されつつあったが、その動きは塩屋においても例外ではなかった。塩屋は古くからの町並みを保つ反面、幅員が狭く緊急車両が通りにくい道路を抱え、防災面で不安を残していた。塩屋のまちづくり活動は、二〇〇〇(平成一二)年から神戸市主導で始まったが、防災性向上の声が住民の間で多かつたこともあり、塩屋の魅力を肯定的に捉え洋館の利用や景観規制を進める議論に至らなかった。推進会の結成は、塩屋の魅力や景観など、道路問題以外の課題についての意見交換やまちづくりのイベント、さらには「塩屋まちづくり構想」の策定へとつながっていった。

以上を含め、塩屋のまちづくり活動の(平成に入ってから)経緯については、水島他(二〇一五)一六一―一六

二頁を参照。また、旧ジョネス邸の保存活動の当事者の回顧および総括として、信森徹「旧ジョネス邸保存活動―まちづくりの視座から」ひょうごヘリテージ機構年報（ひょうごヘリテージ機構、二〇一四年）第一一集一五二―一五三頁も参照。

ところで、水島他（二〇一五）一六六頁は、旧ジョネス邸の保存活動について、「地域住民の塩屋のまちを守りたいという想いから始まったもので、洋館単体の保存を目指す反対運動とは異なる」と指摘した上で、「まちづくり活動の延長上に展開された住民主体の保存運動」と評価している。旧ジョネス邸の保存活動にとどまらず、塩屋のまちづくり活動の歴史の検討からは、まちづくりとの関係で私権をどのように調整すべきか、また、その過程に地域住民が関与するとして、その仕組みをどのように構築し機能させていくべきかを考える上で、貴重な知見あるいは示唆が得られるように思われる。

なお、この点につき付言すれば、作之助自身、一九七三（昭和四八）年以降数年間にわたり、自邸の隣地のマンション建設計画に近隣住民と共に反対し、裁判を経て最終的にマンションの規模を変更させている。隣地のマンション建設計画への近隣住民の反対運動に作之助が具体的にどのように関与したかは、今後検討すべき課題であるが、作之助もまた、地域住民の一人として、塩屋のまちづくり活動に参加していたと言える。

(20) 地権者も推進会の会員となっており、その公の会合で直接私権に関わる話し合いをするのは相応しくない、との理由から、旧ジョネス邸の保存活用運動は引き継ぐ会が実質的に行い、推進会は事実確認や意見集約の場とされた。水島他（二〇一五）一六三頁。

(21) その他、旧ジョネス邸関連の報道については、水島他（二〇一五）一六四頁「表5―1 メディア掲載一覧表」を参照。

(22) 旧ジョネス邸の建物および敷地の登記簿によれば、マンション開発業者は、二〇一三（平成二五）年三月二十九日に弘之助の三人の子から建物および敷地を買い受け、その所有者となっている（同日付で、その旨の所有権移転登記

が建物および敷地のそれぞれについてなされている。もっとも、本文ですでに述べたように、旧ジョネス邸の建物および敷地の売却については、当事者は前年九月に基本合意に達していた。

- (23) なお、地域住民側から見た、この間の交渉過程につき、塩屋まちづくり推進会「旧ジョネス邸問題」あなぶき興産がマンション計画説明に来ます」(二〇一三年三月一九日) (<http://shioyamachisu.blog57.fc2.com/blog-category-9-4.html>、二〇一六年八月二日最終閲覧)に始まり、同「旧ジョネス邸問題」あなぶき興産マンションチラシについての要望書」(二〇一四年三月二六日) (<http://shioyamachisu.blog57.fc2.com/blog-category-9-0.html>、二〇一六年八月二日最終閲覧)に終わる一連の投稿を参照。水島他(二〇一五年)一六二—一六四頁も参照。

(24) 高松浩志「地元の洋館残そう」朝日新聞朝刊大阪本社版二〇一三年五月九日三二ページ。

(25) 前掲註(24)・朝日新聞記事。

(26) 一般社団法人・旧ジョネス邸を時代に引き継ぐ会「二四日あなぶき興産本社訪問」報告」(二〇一三年六月二五日) (<http://jones-shiroya.tumblr.com/page/11>、二〇一六年八月二日最終閲覧)。

(27) 高松浩志「神戸の洋館解体 三ヵ月延期」朝日新聞朝刊大阪本社版二〇一三年七月二日三七ページ。

(28) 前掲註(27)・朝日新聞記事。

(29) 信森徹氏の談話(二〇一六年五月二七日、於 大阪・船場ビルディング内 サロン・ドウ・蝶)。

(30) 高松浩志「旧ジョネス邸『保存協力を』朝日新聞朝刊神戸版二〇一三年八月三〇日三二ページ。

当時、マンション開発業者との交渉に関わった引き継ぐ会副理事長の信森徹氏は、買い取り後の旧ジョネス邸の保存活用のシステム作りのため、九月末の解体期限までの時間を使い切ってしまった感がある、と回顧している(前掲註(29)・信森徹氏の談話)。旧ジョネス邸の保存活用のため、短期間のうちに合同会社と一般社団法人の二つの法人を設立せざるを得なかった理由につき、水島他(二〇一五年)一六四—一六五頁を参照。

- (31) 高松浩志「塩屋・旧ジョネス邸 一社買い取り交渉」朝日新聞朝刊神戸版二〇一三（平成二五）年一〇月一日三ページ。
- (32) 高松浩志「旧ジョネス邸 解体が始まる」朝日新聞朝刊神戸版二〇一三（平成二五）年一月八日三五ページ。
なお、引き継ぐ会は、現在、このとき旧ジョネス邸から搬出された部材を店舗などに無償で貸し出す「旧ジョネス邸移植プロジェクト」を進め、単なる建築の保存にとどまらず、地域の記憶の継承を模索している。同プロジェクトについては、水島他（二〇一五）一六五―一六六頁、高松浩志「洋館モダン記憶を継ぐ 塩屋・旧ジョネス邸」朝日新聞朝刊神戸版二〇一五年一月一六日二七ページを参照。
- (33) 関東・関西のいくつかの大学その他の研究機関に山田作之助関係資料の受け入れを打診したが、条件が折り合わず、いずれも不調に終わったとのことである。森本アリ氏、信森徹氏の談話（二〇一六（平成二八）年四月二二日、於 本学有瀬キャンパス六号館四階人文学部研究室）。
- (34) 大原良通・本学人文学部教授への聞き取り（二〇一六（平成二八）年六月二〇日、於 本学有瀬キャンパス六号館四階人文学部研究室）。
- (35) 前掲註(34)・大原教授への聞き取り。
- (36) 山田作之助関係資料に含まれる資料のうち、作之助の蔵書類は十二個のスチール書棚に分類配架されており、文書類は約七十個のボール紙製の文書整理箱に分類されている。蔵書類、文書類ともに、今のところ正確な点数は不明であり、文書類については仮目録を作成するには至っていない。
- 【追記】 本稿は、平成二八年度科学研究費補助金（基盤研究（C））、課題番号一五K〇三〇九六の助成による研究成果の一部である。